

「四国圏プレ広域地方計画協議会」設立趣旨

平成 17 年 7 月に国土形成計画法が改正され、これまでの開発を基調とした全国総合開発計画に代わる新たな国土形成計画を策定することとなりました。

新たな法律では、国による全国計画と、国、地方公共団体、地元経済界等が相互に連携・協力し策定する広域地方計画の二層からなる計画体系に再編されるとともに、地方公共団体から国への計画提案や国民の意見を反映させる仕組みが制度化されました。

広域地方計画の策定にあたっては、四国圏に関わる県と国の地方行政機関、経済団体の代表、市町村の代表等による広域地方計画協議会において対等な立場で協議し、地域独自の戦略に基づく自立した地域づくりを目指していきます。

現在、国土審議会において全国計画等の検討・審議が進められており、四国圏においても速やかに、課題の抽出や将来像のコンセプト作りを進める必要があります。

今般、全国計画閣議決定後速やかに広域地方計画協議会において広域地方計画策定に向けた本格議論ができるよう、広域地方計画協議会の前身となるプレ協議会を設立し、必要な検討を行うものです。